

猫の飼養ガイドライン

—— 吹田市 ——

【 目 次 】

第1	目的	2
第2	基本的な考え方	2
第3	定義	2
第4	猫の本能・習性	3
第5	飼い猫について	4
第6	飼い猫以外の猫について	7
第7	最後に	1 1
	侵入防止の方法	1 2
	知っていますか？猫がこんなに増えること（図と解説）	1 3

吹田市 猫の飼養ガイドライン

第1 目的

犬や猫たちは古くから人のそばでともに生活し、私たちに安らぎや潤いを与えてくれるばかりでなく、小さな命を守ることで人に対する思いやりや命の尊さを教えてくれました。

しかしながら、近年、一部の非常識な飼い主による不適切な飼養により、動物による迷惑問題や動物の遺棄、飼育放棄が発生するなど、犬や猫をめぐるトラブルが増えてきており、本市においては、特に野良猫に関する相談苦情が多く寄せられるようになりました。

本ガイドラインは、こうした問題の解決にあたり、人と猫との共生に対する社会的理解を深め、ともに健康で安全に暮らしていける環境を築き上げていくことを目的としています。

第2 基本的な考え方

猫を飼養するにあたっては、愛情を持って接するだけでなく、猫の生態及び習性等、猫に対する正しい理解と飼うことに対する社会的責任を自覚し適正に管理することで、猫の存在が広く市民に受け入れられるよう心がけることが大切です。

そのためには、猫の飼い主は、室内飼育、終生飼育、身元表示、避妊・去勢手術を実施し、新たな野良猫を増やすことのないよう、飼い主としての責任を十分に自覚しましょう。

また、飼い主のいない猫に対しては、これ以上増えないように避妊・去勢手術を実施する、餌を与える場所と時間を限定し、置き餌をせずに猫が食べ終わったら片付ける、糞尿の後片付けをするなど、地域の合意形成を図り、適正に管理することで「地域猫」として、その生涯を見守ることにより減少を図ります。

第3 定義

本ガイドラインでは、猫の飼育方法によってその扱い方が異なるため、次の3種類に分類していますが、いずれの猫についても、その命の尊さには変わりはありません。

1 飼い猫

飼い主が明確であり、居住場所や餌を飼い主からもらい生活している猫

2 飼い主のいない猫

飼い主がなく、地域に住みつき人から餌をもらったり、ゴミをあさったりして生活している猫（野良猫と呼ばれる。）

3 地域猫

飼い主のいない猫のうち、地域住民の理解と協力のもとに、避妊・去勢手術を行なってこれ以上増やさないようにした上で、適切に餌を与えて、食べ残しや糞の清掃等、地域で適正に管理されている猫

第4 猫の本能・習性

猫の本能・習性は以下のとおりです。

このうち、発情期と妊娠、出産、マーキング（縄張り争い）、尿スプレー 鳴き声などは、避妊・去勢手術により抑えることができます。

1 夜行性

昼間は寝ていることが多く、夜間活動が活発になります。

2 発情期と妊娠、出産

メスは生後4～6か月の間に最初の発情期を迎えます。年に2～4回程度、発情し交尾をすれば、ほぼ100%妊娠します。妊娠期間は2か月程度で平均4～8匹の子猫を出産します。

仮に、1回に6匹の子猫を産み、その子猫がまた半年後には子猫を産むとどうなるでしょうか。（巻末解説を参照してください。）

オスは生後6か月ぐらいになると、メスのフェロモンによって発情します。オス独自の発情期はありません。

3 マーキング（縄張り争い）

擦り付けや尿スプレー等、臭いによるコミュニケーション方法です。特に、縄張り意識の強いオスが尿スプレーをしますが、メスでもする場合があります。メスの発情期にはオスの活動範囲が広がり、オス同士の喧嘩も増えます。避妊・去勢手術をするとマーキングが抑えられ臭いも薄くなります。

4 トイレ

やわらかい土、砂地を好みます。オスは、尿スプレーを行なうことが多くあります。

5 爪とぎ

猫の気分がリラックスしたり高揚したとき、爪の新陳代謝やマーキング

が行なわれるときに見られる本能的な習性です。

6 性格

自尊心が強く、気ままで、気まぐれなため飼い主の言いなりにならないものです。神経が繊細で、急な環境の変化、突然の大きな音や騒々しい環境を嫌います。

7 鳴き声

コミュニケーションの一つで、猫同士の会話のほか、発情期の誘い、威嚇、警戒など様々な表現を行ないます。

8 寿命

飼い猫の平均寿命は12～15年程度といわれていますが、最近では20年を超える長寿猫も増えています。しかしながら野良猫は、生活環境が劣悪なため、病気や交通事故等により命を落とすことが多く、平均4～5年程度といわれています。

第5 飼い猫について

猫を飼うのに愛情はもちろん必要ですが「可愛い」という気持ちだけでは動物は飼えません。猫の生態に関する知識を深め、猫の本能や習性を十分理解しましょう。

また、猫を飼える環境が整っているか、毎日の世話が出来るか、アレルギーを持っている家族はいないか、避妊・去勢手術を行なうなどといった近隣に迷惑をかけない配慮が出来るかといったことについて、飼い始める前によく考える必要があります。

猫も十数年生きます。猫が高齢になった時の介護のことも考えておかなければなりません。飼い始めた限りは最後まで責任を持って飼いましょう。

1 飼養管理

(1) 法令の遵守

動物の愛護及び管理に関する法律、大阪府動物の愛護及び管理に関する条例、地域や集合住宅内の飼養規程等に規定された飼養者の義務を守りましょう。

(2) みだりな繁殖を防止するための避妊・去勢手術措置

飼養する猫の数は、居住環境を踏まえ、その環境で無理のない猫の数を見極めて飼養しましょう。

また、猫は屋内外自由に行動するため自然繁殖の機会が多くなります。このため、生まれてくる全ての命に責任を持ってないのであれば、避妊・

去勢手術など繁殖制限を行なうことが、飼い主としての社会的責務であると言われてています。

生後6か月までに去勢手術をすることで、万一逃げ出した時の予測しない繁殖、他所での出産がなくなり、飼い主のいない不幸な猫を減らすことができます。

(3) 屋内飼養

屋内飼養にすることで、糞尿、鳴き声等の苦情の解消や自然繁殖の機会を減らすことができます。

また、屋外で生活することは、感染症や交通事故等、猫にとっても必ずしも安全とはいえません。

猫の習性を理解し、屋外に出さずともストレスを感じさせない環境を屋内に作り飼養することが猫にとってもより安全なものとなります。

(4) トイレの設置

飼い主が占有する場所に猫用トイレを設置し、そこで排便をするよう、子猫のときからしつけを行ないましょう。また、排泄後のトイレは常に清掃し、清潔を保つようにしましょう。

(5) 餌やり、水やり

猫に餌や水を与えるときは、必ず飼い主の占有の場所で与えましょう。

みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行なった者には罰金が科せられることが「動物の愛護及び管理に関する法律」に規定されています。

(6) 抜け毛処理、ケージ内の清掃の実施

抜け毛の処理やケージの清掃等を行なう場合は、室内で行い、必ず窓を閉めるなど、毛や埃等の飛散を防止し、必ずゴミとして捨てましょう。集合住宅の場合は、特に周囲への配慮が必要です。

(7) 日常的な人との触れ合い

飼い主以外の人から触れられても平気なように、日頃から人との付き合いを経験させましょう。万一逃げたときも保護しやすくなります。

(8) 爪とぎ板の設置

猫の成長に合わせて強度のある爪とぎ板を設置しましょう。

2 健康管理

(1) 病気、怪我の予防と異常時の獣医科受診

猫の病気や負傷の予防等、健康及び安全を保持することに努め、異常があったときにはできるだけ早く獣医師に相談しましょう。

(2) 猫の清潔保持

猫の体が汚れているときは、猫を洗う、毛を抜くなどして、清潔を保ちましょう。また、ノミが付いている場合には、駆虫薬で駆除するか、獣医師に相談しましょう。

3 その他

(1) 身元の明示には迷子札を

行方不明の場合、迷子札が頼りです。飼い主の氏名、電話番号などの連絡先を記した首輪や迷子札、マイクロチップなどを装着するようにしましょう。迷子札を装着することにより所有者のいない猫との区分が明確になり殺処分されることを防ぎます。

(2) 猫による損害等についての責任と解決

猫による汚損、破損、傷害等の苦情が発生した場合には、飼い主がその責任を負わなければなりません。被害者に対して誠意をもって解決を図りましょう。そうしたことにならないためにも、屋内飼養をおすすめします。

(3) 地域との良好な関係の構築

普段から、近隣住民とコミュニケーションをとり、円満な付き合いができるよう努力しましょう。

(4) 集合住宅における飼養者の会の設置

猫の飼養が認められている集合住宅では、「飼い主の会」を作り、適切な飼養方法に関する理解を深めるとともに、苦情処理等の猫に関する窓口としての役割を担い、住民間の相互理解を図りましょう。

(5) 引越し時の継続飼養の努力

引越しの際は、ペットの飼養可能な住宅を探すなど引越し先でも飼いつけることができるよう努力しましょう。

また、引越し先で飼うことが困難な場合は、引き取り手を探すとともに、獣医師等に相談するなど、致死処分されずに済むよう努力しましょう。遺棄した者には罰金が科せられることが「動物の愛護及び管理に関する法律」に規定されています。

(6) 死亡時の適切な処理

猫が死亡した場合には、市またはペット葬儀業者に依頼する等、適切

に取り扱ひましょう。

第6 飼い猫以外の猫について

猫には係留義務が課せられていないことから所有者のいる猫との区分が難しいといったこともありますが、全国で毎年約20万匹の猫が致死処分されています。そのほとんどが子猫であることを考えると、飼い主に対しては、みだりな繁殖を防止するための避妊・去勢手術措置を促進するなど、猫の適正な飼養を推進し、飼い主の意識の向上を通じてその責任の徹底を図るとともに、飼い主のいない猫についても地域住民で適切な管理を行なうことが大切です。

それぞれの地域の実情に合わせたルールをつくり、適切な管理がなされれば、飼い主のいない猫の数は減っていくことになる上、近隣のトラブルの解消に繋がります。

1 地域猫について

地域猫活動には、地域猫の世話をする団体等（以下、「活動団体等」という。）及び行政等が、地域の協力を得て取り組むことが大切です。

地域猫活動では、飼い主のいない猫を排除するのではなく、これ以上増えないように避妊・去勢手術を行ない、決まった場所と時間に餌を与え、餌の後片付けや糞尿の始末を行なうことにより、猫の存在が広く地域に受け入れられ、人と猫とがより良い関係づくりを進め、共に健康で安全に暮らせる社会の構築を図ることが必要です。

また、猫を捨てることは法律で罰せられますが、遺棄行為が命の軽視であることを周知し、猫の遺棄の防止を図っていく必要があります。

（1）地域猫活動の役割分担

ア 活動団体等の役割

地域住民のボランティアを中心に代表者を決め複数で役割分担をしながら地域猫対策に取り組む主体となります。

役割としては、地域住民と合意のもと、猫の飼養に関するルールづくり、避妊・去勢手術、餌やり、後片付け、糞尿の始末（トイレの設置を含む。）、猫台帳の作成、猫に関する相談などがあります。

イ 獣医師の役割

地域猫活動には獣医師の協力は欠かせません。何よりも避妊・去勢手術の担い手であり、また動物の専門家として猫の健康管理に関することや生態、習性等について助言をします。

ウ 行政

動物の愛護及び管理に関する施策を円滑かつ効果的に行なうため、動物の愛護や適正な飼養に関する普及啓発を図ります。

また、避妊・去勢手術の助成、本ガイドラインの普及啓発や活動団体等のネットワーク化等の支援を行ないます。

(2) 地域の合意形成

地域猫活動には周辺住民の理解と協力が必要です。自治会等地域の合意形成が図られていない中で、一方的に行なえばトラブルの原因となります。

まず、周辺の人々に十分に趣旨を説明し、理解を得た上で活動を行いましょう。地域で話し合いを行なう際には、実際に活動を行なう人、猫が嫌いな人や好きな人など様々な考えを持つ人を交えて話し合ってください。

自治会等地域などの協力が得られれば、掲示板や回覧版等により、地域猫活動が「単に猫好きの活動」といった誤解をされることなく、地域猫活動に対する正しい理解がより一層深まることでしょう。

事前に各関係者が集まり地域の現状を確認し、また、立場の違いを認め合いながらも地域での合意形成のためのルール作りを検討していくことも必要です。

(3) 適切な管理にあたっての留意事項

ア 継続できるルールを決める

参加者で役割分担、ローテーション、日程を決め、無理なく活動が継続できるよう、体制を作ります。

また、トラブル等が発生した場合には速やかに対処できるよう、あらかじめ代表者を決めておき連絡先などを明確にしておくことも必要です。苦情や意見は真摯に受け止め、記録として残しておくことで役に立ちます。

イ 説明会

地域猫活動に対する関心と理解を深めていくためには、説明会や報告会を開催することも必要です。

特に活動を始める前には、地域住民にその活動が十分理解していただけるよう、関係団体や行政が連携を図りながら、具体的な説明会を開催することが大切です。

ウ 餌やり

餌やり場は地域住民に迷惑がかからない場所に固定します。

餌は決められた時間に与え、それ以外は与えないようにしましょう。

猫が食べきれだけの量を与え、食べ終わるのを待って容器を回収するとともに周辺の清掃をしましょう。

「置き餌」はカラスがきたり、ハエ・ゴキブリなどの害虫発生や悪臭の原因になることから絶対にやめましょう。

残飯を与えると、猫の糞尿の悪臭を誘発するとともに、猫が味を覚えてゴミを漁る原因にもなりますのでキャットフードを与えましょう。

エ トイレの設置

周辺住民の理解が得られる場所にトイレを設置し、そこで排泄させるようにしましょう。排泄場所は常に清潔にし、排泄物は速やかに片付けましょう。

定期的にパトロールなどを行ない、トイレ以外の場所で排泄していたら、速やかに処理、清掃をします。

オ 避妊・去勢手術と耳先V字カット

地域猫活動に避妊・去勢手術は不可欠です。野良猫の寿命は4～5年といわれていますので、避妊・去勢手術を実施し、きちんと管理をすれば数年でその地域から野良猫はいなくなると考えられます。

また、避妊・去勢手術を済ませた猫には、未実施の猫と識別するため、必ず耳先V字カットをしましょう。猫が別の場所へ移動しても、再度手術をされることを防ぎます。

カ 報告

地域猫活動がスタートしたら、避妊・去勢手術をした猫の数、餌場にいる猫の数、協力者の募集等、まめに報告し地域住民に活動内容を広く知ってもらいましょう。

周知の方法等については地域に合わせたものを心がけましょう。

(4) その他の必要事項

ア 法令の遵守

飼い猫と同様、関係する法令は遵守しましょう。

イ 猫の生態についての知識を深める。

地域猫は屋外で活動するため、猫の飼養にあたっては、猫の生態に関する知識を深め、猫の本能や習性をより一層理解することが大切です。

ウ 猫の把握

地域で管理する猫の個体や数を把握しましょう。個体把握することで他の地域から来た猫に早く気づくことができ、避妊・去勢手術等の対処が速やかに行なえます。

エ 爪とぎ板等の準備

周辺の壁や樹木等を傷つけないよう、爪とぎ板や絨毯を裏返しにしたもの等を用意しましょう。

オ 捕獲が困難な場合の対処

手術をするための捕獲が難しい場合には、獣医師等に相談しましょう。

カ 病気、負傷の時の対応や健康の保持

病気や負傷をしているときは、獣医師に相談し責任をもって対応しましょう。また、伝染病や寄生虫の予防等、健康保持に関する相談も行い適切な措置を行いましょう。

キ 侵入防止策の検討

猫が侵入するのに好ましくない場所（砂場、芝生等）については、侵入防止策を検討しましょう。（巻末を参照）

2 野良猫について

「野良猫に餌をやっている人がいるので止めさせてほしい」という相談がよく寄せられます。しかしながら、猫を慈しみ助けたいという気持ちから猫に餌を与えている方に、その行為を止めさせることは難しいのが現実です。

また、迷惑だからといって、集まっている猫を違う場所に持って行って放せば、他の人に迷惑をかけるばかりか、その猫が放し飼いの猫であれば、トラブルに発展することにもなりかねません。

餌やりの問題は、その行為を禁止するだけでは、隠れて餌を与えるなど、かえって野良猫を増やす原因にもなりかねません。

餌を与えているその猫が、ご近所の人に迷惑をかけていませんか。

餌やりを続けるにはご近所の方の理解が不可欠です。

迷惑をかけないように、本ガイドラインを参考に解決方法を考えてみましょう。

①可哀想だからといって餌だけを与え続ければ、不幸な猫を増やすこと。

②それを防ぐには、避妊・去勢手術が必要なこと。

③置き餌をしないこと。餌の後片付けをすること。

④周辺の糞の始末をして、近隣環境に配慮する必要があること。

が大切です。

地域には猫の好きな人や嫌いな人、どちらでもない人等、様々な人がおられます。また、猫の糞や鳴き声などで困っている人もいます。挨拶を欠かさず、理解を得る努力をしましょう。

猫が近隣の方に嫌われないよう、野良猫を地域猫へと移行させるなど迷

惑をかけない解決方法を検討しましょう。

第7 最後に

平成18年に国から出された動物愛護管理推進10か年計画における殺処分数の半減目標の達成には、猫の繁殖制限こそが早道であると考えています。

本市では平成8年度から、不幸な猫が増えないよう、飼い猫に限らず野良猫も対象に、避妊・去勢手術費の一部を補助してまいりました。

しかしながら、猫問題の解消のためには、もう一步踏み込んで、命の尊さや生きものを愛護する心を育むとともに、猫に関する正しい知識等を普及啓発していくことがさらに必要であると考えます。

人と猫とが幸せに暮らしてゆくためには、また野良猫も排除するのではなく共生しつつ減らしていくためには、繁殖制限が不可欠であることの認識をさらに広めていく必要があります。「ふやさないのも愛」への共感です。

このため、社会的理解を形成する一環として、このガイドラインを作りました。より多くの方に周知されるよう取り組んでまいります。

◆侵入防止の方法

侵入防止には、臭いで猫に不快感を与えたり、物理的に不快感を与える方法があります。効果があるという意見のものから、猫が慣れてしまい2度目以降は効果が無いというものなど、その効果は様々です。それぞれの状況に応じた方法を試してみましょう。

1 臭いで猫に不快を与える方法

園芸用品として市販されている木酢液や竹酢液、食用酢を散布したり、スポンジや布に染み込ませて、猫がよく通る場所に設置します。いずれも臭いによる忌避効果を期待するものですので、使用する際には、近隣住民に対し周知する等の周辺への十分な配慮が必要となります。また、臭いは時間とともに薄まります。定期的に散布したり、スポンジ等の交換を行きましょう。

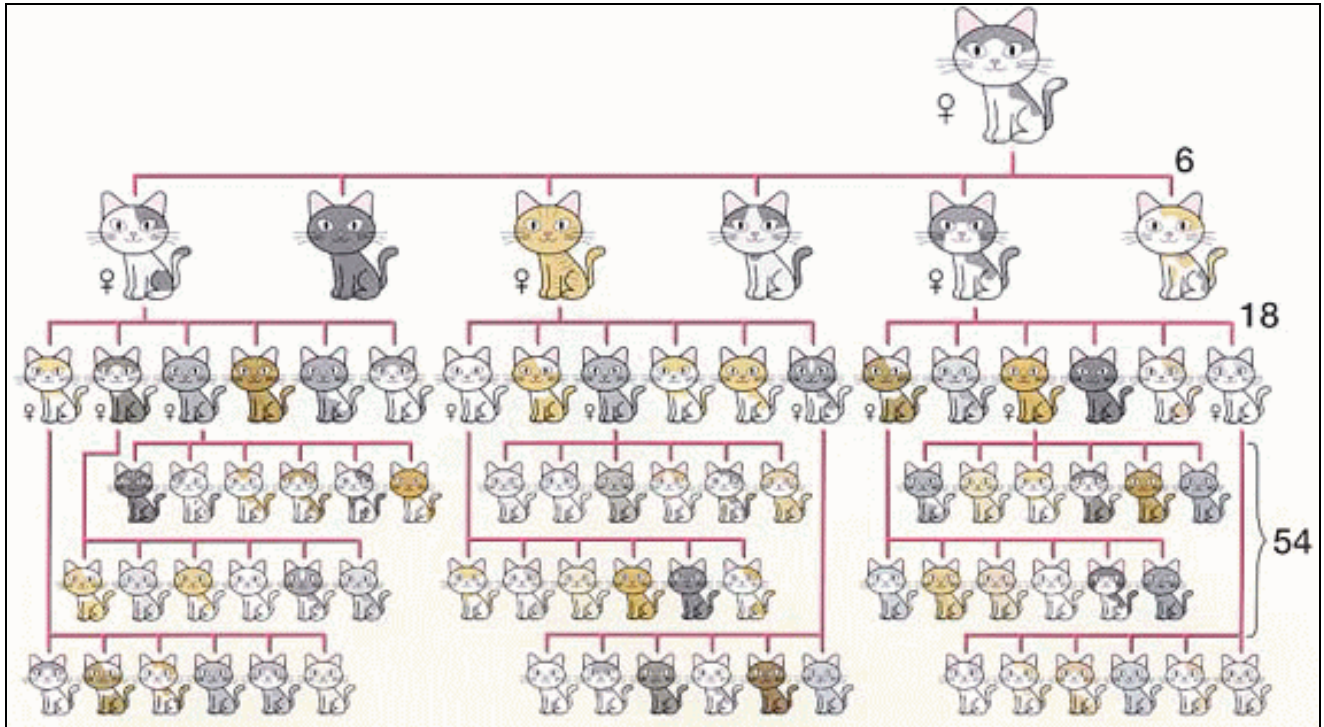
また、ペットショップやホームセンターで市販されている忌避剤も、一定の効果があると言われています。

2 物理的に不快感を与える方法

猫は濡れることを嫌います。猫がよく通る場所に水を撒くことで、足の裏が濡れるため、その場所を敬遠するようになります。また、砂利石を敷いて足元を不安定にするなど、猫の通行が困難になるため、同様の効果が期待できます。

◆知っていますか？

猫がこんなに増えること（図と解説）



猫が1回に6匹の子猫を産み、その子猫がまた半年後には子猫を産む・・・と
考えていくと図のように、猫は1年で79匹に増えてしまいます。